

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 連結剰余金計算書</p> <p>第一節 総則（第七十条）</p> <p>第二節 連結剰余金計算書の記載方法（第七十一条～第七十条）</p> <p>四条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第五章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（八十七条～九十条）</p> <p>附則</p> <p>様式</p> <p>（連結剰余金計算書）</p> <p>第八条 連結剰余金計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書に記載された項目、当該連結会計年度に対応する期間において確定した連結会社の利益処分又は損失処理の項目等で、連結貸借対照表に第四十二条第一項又は第二項の規定により掲記される連結剰余金の増加又は減少に係るものの金額を基礎として作成し、当該連結剰余金の当該連結会計年</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 連結剰余金計算書</p> <p>第一節 総則（第七十条・第七十一条）</p> <p>第二節 連結剰余金計算書の記載方法（第七十二条～第七十条）</p> <p>四条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第五章～第六章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>様式</p> <p>（連結剰余金計算書）</p> <p>第八条 連結剰余金計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書に記載された項目、当該連結会計年度に対応する期間において確定した連結会社の利益処分又は損失処理の項目等で、連結貸借対照表に第四十二条第一項又は第二項の規定により掲記される連結剰余金又は欠損金の増加又は減少に係るものの金額を基礎として作成し、当該連結剰余金又は欠</p>

度における増加又は減少の内容を示さなければならない。ただし、利益処分又は損失処理については、当該連結会計年度に対応する事業年度に係る利益処分又は損失処理における金額によることができる。

(資本の分類及び区分表示)

第四十二条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

(削る)

2| 財務諸表等規則第六十二条第一項、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式払込金、申込期日経過後における新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3| 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金は、第一項の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、土地再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

4| 資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、第一項の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

5| 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じ

損金の当該連結会計年度における増加又は減少の内容を示さなければならない。ただし、利益処分又は損失処理については、当該連結会計年度に対応する事業年度に係る利益処分又は損失処理における金額によることができる。

(資本の分類及び区分表示)

第四十二条 資本は、資本金、資本準備金及び連結剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本準備金及び連結剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2| 前項の場合において、資本の欠損があるときは、連結剰余金は、欠損金として記載しなければならない。

3| 財務諸表等規則第六十二条第一項及び第六十三条第二項の規定は、新株式払込金、申込期日経過後における新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものについて準用する。

4| 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金は、第一項の規定にかかわらず、資本準備金の次に別に区分を設け、再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

5| 資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、第一項の規定にかかわらず、連結剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

6| 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じ

る換算差額は、第一項の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、為替換算調整勘定の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式の表示)

第四十三条 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式は、資本に対する控除項目として連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならない。

(削る)

(自己株式の保有数の注記)

第四十三条の二 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の数は、株式の種類ごとに注記しなければならない。

(契約による積立金の注記)

第四十四条 第四十二条第一項に規定する利益剰余金の金額のうち減債積立金その他債権者との契約等により特定目的のために積立てられたものがある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。

る換算差額は、第一項の規定にかかわらず、連結剰余金の次に別に区分を設け、為替換算調整勘定の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式の表示)

第四十三条 自己株式は、資本に対する控除項目として連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならない。

2) 前項の規定は、連結子会社が所有する連結財務諸表提出会社の株式について準用する。

(新設)

(契約による積立金の注記)

第四十四条 第四十二条第一項に規定する連結剰余金の金額のうち減債積立金その他債権者との契約等により特定目的のために積立てられたものがある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。

第二節 連結剰余金計算書の記載方法

(連結剰余金計算書の表示区分)

第七十一条 連結剰余金計算書は、資本剰余金の部及び利益剰余金の部に区分して記載するものとする。

(資本剰余金の部の区分記載)

第七十一条の二 資本剰余金の部は、次に掲げる項目について、その区分に従い、当該項目を示す名称をもつて掲記しなければならない。

- 一 資本剰余金期首残高
- 二 資本剰余金増加高
- 三 資本剰余金減少高
- 四 資本剰余金期末残高

(資本剰余金増加高に関する表示方法)

第七十一条の三 前条第二号に規定する資本剰余金増加高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

- 一 増資による新株の発行
- 二 自己株式処分差益
- 三 その他

(新設)

(連結損益及び剰余金結合計算書)

第七十一条 連結剰余金計算書は、連結損益及び剰余金結合計算書(連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったもの)を作成する場合には、これを省略することができる。

(新設)

(新設)

2| 前項第三号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(資本剰余金減少高に関する表示方法)

第七十一条の四 第七十一条の二第三号に規定する資本剰余金減少高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

一 配当金(商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を含む。第七十四条第一項第一号において同じ。)

二 自己株式消却額

三 その他

2| 前項第三号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(削る)

(利益剰余金の部の区分記載)

第七十二条 利益剰余金の部は、次に掲げる項目について、その区分に従い、当該項目を示す名称をもつて掲記しなければならない。

一 利益剰余金期首残高

二 利益剰余金増加高

(新設)

## 第二節 連結剰余金計算書の記載方法

(連結剰余金計算書の区分記載)

第七十二条 連結剰余金計算書は、次に掲げる項目について、その区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 その他の剰余金期首残高又は欠損金期首残高

二 その他の剰余金増加高又は欠損金減少高(当期純利益を除く。  
(以下同じ。))

三 利益剰余金減少高

(削る)

四 利益剰余金期末残高

(利益剰余金増加高に関する表示方法)

第七十三条 前条第二号に規定する利益剰余金増加高は、その発生原因を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

(利益剰余金減少高に関する表示方法)

第七十四条 第七十二条第三号に規定する利益剰余金減少高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

- 一 配当金
- 二 役員賞与
- 三 資本金
- 四 自己株式消却額
- 五 その他

2 前項第五号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

三 その他の剰余金減少高又は欠損金増加高(当期純損失を除く。以下同じ。)

四 当期純利益又は当期純損失

五 その他の剰余金期末残高又は欠損金期末残高

(連結剰余金増加高又は欠損金減少高に関する表示方法)

第七十三条 前条第二号に規定する連結剰余金増加高又は欠損金減少高は、その発生原因を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

(連結剰余金減少高又は欠損金増加高に関する表示方法)

第七十四条 第七十二条第三号に規定する連結剰余金減少高又は欠損金増加高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

- 一 配当金(商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を含む。)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- (新設)
- 四 その他

2 前項第四号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第七十五条 第四十六条の二の規定は、連結剰余金計算書について準用する。この場合において、同条中「資本を第四十二条」とあるのは「連結剰余金計算書を第七十一条から前条まで」と読み替えるものとする。

#### 第七章 雑則

第八十七条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第八十八条 前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録しなくなった場合には、適用がないものとする。

第八十九条 第八十七条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第七十五条 第四十六条の二の規定は、連結剰余金計算書について準用する。この場合において、同条中「資本を第四十二条」とあるのは「連結剰余金計算書を第七十一条、第七十三条及び前条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第九十条 第八十七条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。

(新設)

- 一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 二 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況
- 三 この規則に準拠して作成する場合との主要な相違点

#### 附則

- 1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この府令の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表のうち施行日以後に提出される有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるものについては、新連結財務諸表規則を適用して作成することができる。
- 3 施行日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している連結財務諸表提出会社（新連結財務諸表規則第八十七条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁



長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

- 。この場合には、新連結財務諸表規則第八十八条から第九十条までの規定を適用するものとする。

改 出 後

様式第四号

【連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 年 月 日)		当連結会計年度 (平成 年 月 日)	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
資産の部・負債の部 (略) (資本の部)					
資本金		× × ×		× × ×	
<u>資本剰余金</u>		× × ×		× × ×	
<u>利益剰余金</u>		× × ×		× × ×	
資本合計		× × ×		× × ×	
負債、少数株主持 分及び資本合計		× × ×		× × ×	

現 行

様式第四号

【連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 年 月 日)		当連結会計年度 (平成 年 月 日)	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
資産の部・負債の部 (略) (資本の部)					
資本金		× × ×		× × ×	
<u>資本準備金</u>		× × ×		× × ×	
<u>連結剰余金</u>		× × ×		× × ×	
資本合計		× × ×		× × ×	
負債、少数株主持 分及び資本合計		× × ×		× × ×	

連結財務諸表規則様式六号（新旧）

出				行							
様式六号 【連結剰余金計算書】				様式六号 【連結剰余金計算書】							
区 分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日) (至 平成 年 月 日)		当連結会計年度 (自 平成 年 月 日) (至 平成 年 月 日)		区 分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日) (至 平成 年 月 日)		当連結会計年度 (自 平成 年 月 日) (至 平成 年 月 日)	
		金額（円）		金額（円）				金額（円）		金額（円）	
資本剰余金の部						連結剰余金期首残高 (又は欠損金期首残高)			× × ×		× × ×
資本剰余金期首残高			× × ×		× × ×	連結剰余金増加高 (又は欠損金減少高)					
資本剰余金増加高						.....		× × ×		× × ×	
増資による新株の発行		× × ×		× × ×		.....	× × ×		× × ×	× × ×	
自己株式処分差益		× × ×		× × ×		.....	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×						
資本剰余金減少高						連結剰余金減少高 (又は欠損金増加高)					
配当金		× × ×		× × ×		配当金		× × ×		× × ×	
自己株式消却額		× × ×		× × ×		役員賞与		× × ×		× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	資本金		× × ×		× × ×	
.....						.....		× × ×		× × ×	
.....						.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
資本剰余金期末残高			× × ×		× × ×	.....		× × ×		× × ×	× × ×
利益剰余金の部						当期純利益 (又は当期純損失)			× × ×		× × ×
利益剰余金期首残高			× × ×		× × ×	連結剰余金期末残高 (又は欠損金期末残高)			× × ×		× × ×
利益剰余金増加高											
当期純利益		× × ×		× × ×							
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×						
.....											
利益剰余金減少高											
配当金		× × ×		× × ×							
役員賞与		× × ×		× × ×							
資本金		× × ×		× × ×							
自己株式消却額		× × ×		× × ×							
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×						
.....											
利益剰余金期末残高			× × ×		× × ×						